

兵庫県公報

令和8年3月13日 金曜日 第701号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○ 東条都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（上下水道課）	2
○ 都市再生特別措置法第109条の3の規定による都市計画事業の認可（都市計画課）	3
○ 阪神間都市計画公園事業の認可（公園緑地課）	6
○ 空家等活用促進特別区域の指定（住宅政策課）	6
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神南県民センター）	6
公 告	
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	8
病院局公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	8
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員事務系職種（大卒程度・早期SP1枠）・技術系職種（春日程）採用試験の実施	9
正 誤	
○ 令和8年2月27日付け兵庫県公報第697号中	14
○ 同 上	14

告 示

兵庫県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年3月13日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月13日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 生瀬門戸荘線	宝塚市鹿塩二丁目184番1から 同 市鹿塩二丁目185番1まで	旧	16.0から 16.0まで	35.0	
		新	16.0から 25.0まで	35.0	

兵庫県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年3月13日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月13日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 若桜下三河線	宍粟市千種町七野字向河原19番1から 同市千種町下河野字猶原476番1まで	旧	10.0から 25.0まで	276.0	
		新	12.0から 55.0まで	304.0	



兵庫県告示第193号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
清水	佐用郡	佐用町	福沢	清水	299番の一部、300番の一部、302番の一部、308番9の一部、308番10、308番11の一部、308番12の一部、308番18の一部、309番から311番まで、312番2、312番3、316番、317番、317番1、318番、320番、321番の一部、308番11地先の無番地、318番から320番に至る地先の道路敷



兵庫県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東条都市計画下水道事業 加東市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成2年2月13日から令和8年3月31日まで
変更後 平成2年2月13日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

**兵庫県告示第195号**

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の3の規定により、令和8年3月13日に都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による認可があったものとみなされた都市計画事業は、次のとおりである。

令和8年3月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

西宮市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

- 3. 6. 472号 越木岩線
- 3. 5. 455号 市役所前線
- 3. 4. 160号 中津浜線
- 3. 4. 441号 名塩線
- 3. 2. 151号 小曾根線
- 3. 3. 156号 山手幹線
- 3. 3. 152号 臨港線
- 3. 4. 445号 山手線
- 3. 5. 458号 鳴尾今津線
- 3. 4. 442号 北口線

阪神間都市計画学校事業

- 3001号 浜脇小学校
- 3002号 香櫨園小学校
- 3004号 夙川小学校
- 3005号 北夙川小学校
- 3007号 大社小学校
- 3008号 神原小学校
- 3010号 広田小学校
- 3011号 平木小学校
- 3012号 甲東小学校
- 3013号 上ヶ原小学校
- 3014号 上ヶ原南小学校
- 3015号 段上小学校
- 3016号 段上西小学校
- 3017号 樋ノ口小学校
- 3018号 高木小学校
- 3022号 瓦林小学校
- 3023号 上甲子園小学校
- 3024号 津門小学校
- 3026号 今津小学校
- 3027号 用海小学校
- 3028号 鳴尾小学校
- 3029号 南甲子園小学校
- 3030号 甲子園浜小学校
- 3031号 高須小学校
- 3032号 高須西小学校
- 3033号 鳴尾東小学校
- 3034号 鳴尾北小学校

- 3035号 小松小学校
- 3036号 山口小学校
- 3037号 北六甲台小学校
- 3038号 名塩小学校
- 3039号 東山台小学校
- 3040号 生瀬小学校
- 3041号 浜脇中学校
- 3043号 苦楽園中学校
- 3044号 上ヶ原中学校
- 3045号 甲陵中学校
- 3046号 平木中学校
- 3047号 甲武中学校
- 3048号 瓦木中学校
- 3049号 深津中学校
- 3050号 上甲子園中学校
- 3051号 今津中学校
- 3052号 真砂中学校
- 3053号 鳴尾中学校
- 3054号 浜甲子園中学校
- 3055号 鳴尾南中学校
- 3056号 高須中学校
- 3057号 学文中学校
- 3058号 山口中学校
- 3059号 塩瀬中学校
- 3060号 総合教育センター附属西宮浜義務教育学校
- 3062号 西宮東高等学校

阪神間都市計画公園事業

- 6.5.301号 鳴尾浜公園

3 事業施行期間

阪神間都市計画道路事業

令和8年3月13日から令和12年3月31日まで

阪神間都市計画学校事業

令和8年3月13日から令和12年3月31日まで

阪神間都市計画公園事業

令和8年3月13日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

阪神間都市計画道路事業

- 3.6.472号 越木岩線 西宮市羽衣町、相生町及び石劔町地内
- 3.5.455号 市役所前線 西宮市六湛寺町及び樫塚町地内
- 3.4.160号 中津浜線 西宮市林田町及び門前町地内
- 3.4.441号 名塩線 西宮市名塩新町及び東山台1丁目地内
- 3.2.151号 小曾根線 西宮市上田西町、上田中町、高須町1丁目、高須町2丁目及び鳴尾浜1丁目地内
- 3.3.156号 山手幹線 西宮市芦原町、高松町及び両度町地内
- 3.3.152号 臨港線 西宮市川添町、前浜町及び下葭原町地内
- 3.4.445号 山手線 西宮市北名次町、松風町及び石劔町地内
- 3.5.458号 鳴尾今津線 西宮市甲子園浦風町、甲子園浜田町、今津上野町及び今津曙町地内
- 3.4.442号 北口線 西宮市高松町及び北口町地内

阪神間都市計画学校事業

3001号	浜脇小学校	西宮市浜脇町地内
3002号	香櫨園小学校	西宮市中浜町及び堀切町地内
3004号	夙川小学校	西宮市久出ヶ谷町地内
3005号	北夙川小学校	西宮市石劔町地内
3007号	大社小学校	西宮市桜谷町地内
3008号	神原小学校	西宮市神原及び北名次町地内
3010号	広田小学校	西宮市愛宕山地内
3011号	平木小学校	西宮市平木町地内
3012号	甲東小学校	西宮市神呪町地内
3013号	上ヶ原小学校	西宮市上ヶ原二番町地内
3014号	上ヶ原南小学校	西宮市上ヶ原九番町地内
3015号	段上小学校	西宮市段上町7丁目地内
3016号	段上西小学校	西宮市段上町2丁目地内
3017号	樋ノ口小学校	西宮市樋ノ口町2丁目地内
3018号	高木小学校	西宮市高木西町地内
3022号	瓦林小学校	西宮市瓦林町地内
3023号	上甲子園小学校	西宮市甲子園口5丁目地内
3024号	津門小学校	西宮市津門呉羽町地内
3026号	今津小学校	西宮市今津二葉町地内
3027号	用海小学校	西宮市用海町地内
3028号	鳴尾小学校	西宮市鳴尾町5丁目地内
3029号	南甲子園小学校	西宮市南甲子園3丁目地内
3030号	甲子園浜小学校	西宮市古川町地内
3031号	高須小学校	西宮市高須町1丁目地内
3032号	高須西小学校	西宮市高須町2丁目地内
3033号	鳴尾東小学校	西宮市笠屋町及び上田中町地内
3034号	鳴尾北小学校	西宮市学文殿町2丁目地内
3035号	小松小学校	西宮市小松東町1丁目地内
3036号	山口小学校	西宮市山口町下山口4丁目地内
3037号	北六甲台小学校	西宮市北六甲台5丁目地内
3038号	名塩小学校	西宮市名塩2丁目地内
3039号	東山台小学校	西宮市東山台2丁目地内
3040号	生瀬小学校	西宮市生瀬町2丁目及び生瀬武庫川町地内
3041号	浜脇中学校	西宮市宮前町地内
3043号	苦楽園中学校	西宮市苦楽園二番町及び苦楽園三番町地内
3044号	上ヶ原中学校	西宮市上ヶ原九番町地内
3045号	甲陵中学校	西宮市上甲東園2丁目地内
3046号	平木中学校	西宮市平木町地内
3047号	甲武中学校	西宮市樋ノ口町1丁目及び大島町地内
3048号	瓦木中学校	西宮市薬師町地内
3049号	深津中学校	西宮市深津町地内
3050号	上甲子園中学校	西宮市上甲子園4丁目地内
3051号	今津中学校	西宮市今津二葉町地内
3052号	真砂中学校	西宮市今津真砂町地内
3053号	鳴尾中学校	西宮市甲子園八番町地内
3054号	浜甲子園中学校	西宮市古川町地内
3055号	鳴尾南中学校	西宮市高須町1丁目地内
3056号	高須中学校	西宮市高須町2丁目地内
3057号	学文中学校	西宮市学文殿町1丁目地内
3058号	山口中学校	西宮市山口町上山口2丁目地内

- 3059号 塩瀬中学校 西宮市名塩木之元及び名塩新町地内
- 3060号 総合教育センター附属西宮浜義務教育学校 西宮市西宮浜4丁目地内
- 3062号 西宮東高等学校 西宮市古川町及び甲子園九番町地内

(2) 使用の部分

阪神間都市計画道路事業

- 3. 6. 472号 越木岩線 西宮市相生町地内
- 3. 4. 441号 名塩線 西宮市名塩新町地内
- 3. 3. 156号 山手幹線 西宮市芦原町及び両度町地内
- 3. 3. 152号 臨港線 西宮市川添町、前浜町及び下葎原町地内
- 3. 4. 445号 山手線 西宮市北名次町、松風町及び石劔町地内

阪神間都市計画学校事業

- 3038号 名塩小学校 西宮市名塩2丁目地内
- 3058号 山口中学校 西宮市山口町上山口2丁目地内

阪神間都市計画公園事業

- 6. 5. 301号 鳴尾浜公園 西宮市枝川町地内



兵庫県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
令和8年3月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画公園事業
3. 3. 426号南の口公園
- 3 事業施行期間
令和8年3月13日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
尼崎市大島3丁目 地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第197号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第10条第1項の規定により、次の空家等活用促進特別区域を指定した。
その関係図書は、兵庫県庁及び太子町役場において縦覧に供する。
令和8年3月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称
太子町福地地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域
揖保郡太子町福地字権現、字龍野道、字門前、字神若田、字北ノ口、字横坪、字福地、字井ノ口、字ダマ、字上土木、字西川原、字前田、字下土木、字宮ノ前、字中道、字光正寺、字福下河原、字三反長及び字沖代の全部並びに同福地字相坂及び同蓮常寺字石井の各一部



兵庫県告示第198号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例

第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和8年3月13日

阪神南県民センター長 團野礼子

- 1 重要調整池の所在地
西宮市山口町下山口字茶屋ヶ谷1293-1、字廿井109、字丸岩76-1、76-6、里道
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユニホー	愛知県名古屋市中東区一社三丁目7番地	松瀬賢亮

公 告

景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

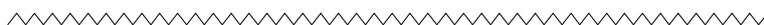
なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和8年3月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 リバー産業株式会社
代表者の氏名 代表取締役 河啓一
住所 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル2階
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 （仮称）有馬プロジェクト
所在地 神戸市北区有馬町字乙倉谷188番17他15筆
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 まちづくり部都市政策課
縦覧期間 令和8年3月13日から同月26日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
提出期間 令和8年3月13日から同月26日まで
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年3月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンモール姫路大津
所在地 姫路市大津区大津町二丁目56番地外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	笹田賢一

3 変更事項

駐車場の収容台数

- (1) 変更前 2,325 台
- (2) 変更後 2,015 台

4 変更年月日

令和8年10月25日

5 届出年月日

令和8年2月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年3月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年7月13日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年3月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市荒井町千鳥二丁目3番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市東延末四丁目70番地

株式会社ハウジングタイホー 代表取締役 横野修三

3 許可年月日及び許可番号

令和7年8月28日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-12号（7高砂）

病院局公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年3月13日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立西宮病院長 野口眞三郎

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）無影灯及びシーリングペンダント 一式

2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地

兵庫県立西宮病院 兵庫県西宮市六湛寺町13-9

3 随意契約の相手方を決定した日

- 令和8年2月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
 - 5 随意契約に係る契約金額
368,500,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 入札公告をした日
令和8年1月20日
 - 8 随意契約をした理由
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号による

人事委員会公告

兵庫県職員事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）・技術系職種（春日程）採用試験の実施

兵庫県職員事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）・技術系職種（春日程）採用試験を次のとおり実施する。
令和8年3月13日

兵庫県人事委員会

- 1 事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）
 - (1) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
ア 総合事務職	45名程度	次のいずれかに該当する人とする。 1 1999（平成11）年4月2日から2005（平成17）年4月1日までに生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在における年齢が22歳～27歳の人） 2 2005（平成17）年4月2日以降に生まれた人で次のいずれかに該当する人 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び2027（令和9）年3月31日までに卒業する見込みの人 (2) 外国における大学などを卒業した人（2027（令和9）年3月31日までに卒業する見込みの人を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した人（2027（令和9）年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む。）
イ 警察事務職	5名程度	
ウ 教育事務職	15名程度	
エ 小中学校事務職	5名程度	

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない人（総合事務職、警察事務職、教育事務職に限る。）
- 2 地方公務員法（1950（昭和25）年法律第261号）第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する人
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
1次試験	<u>S P I 3</u> 2026（令和8）年4月7日（火）から同月20日（月）のうち、各受験者が選択する日 <u>アピールシート</u>	全国のテストセンターのうち、受験者が選択する会場
2次試験	2026（令和8）年5月18日（月）から6月5日（金）のうち指定する1日	神戸市内

(3) 試験の方法

ア 1次試験

(7) S P I 3

a 基礎能力検査

言語的理解力や数的処理能力、論理的思考力を問う。

b 性格検査

職務遂行に必要な適性について検査を行う。

(4) アピールシート

大学等での経験や実績を、県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。

イ 2次試験

1次試験合格者に対して行う。

(7) 個別面接

1人あたり30～40分程度で、責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

(4) 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

(4) 合格者の発表

ア 1次試験

2026（令和8）年5月上旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

イ 2次試験

2026（令和8）年6月中旬

人事委員会事務局に掲載、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、最終合格者に通知する。

(5) 申込手続及び受付期間

ア 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/soukispi.html>

また、人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「事務系職種（大卒程度・早期S P I 枠）請求」と朱書き、人事委員会事務局へ請求すること。

イ 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。

アドレス <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/soukispimoushikomi.html>

ウ 受付期間

2026（令和8）年3月12日（木）午前10時から同年4月3日（金）午後5時まで（受信有効）

2 技術系職種（春日程）

(1) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

ア 大卒程度

試験職種	採用予定人員	受験資格																		
ア 児童福祉司 イ 心理判定員 ウ 保健師 エ 農学職 オ 林学職 カ 水産職 キ 環境科学職 ク 総合土木職 ケ 建築職 コ 機械職 サ 電気職<知事> シ 電気職<警察> ス 薬剤師	20名程度 1～3名程度 10名程度 15名程度 5名程度 1～3名程度 1～3名程度 30名程度 10名程度 1～3名程度 1～3名程度 1～3名程度 15名程度	1 年齢制限 次のいずれかに該当する人とする。 (1) 1999(平成11)年4月2日から2005(平成17)年4月1日までに生まれた人(2027(令和9)年4月1日現在で22歳から27歳までの人) なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。 <table border="1" data-bbox="730 573 1366 763"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師 薬剤師</td> <td>1999(平成11)年4月2日以降に生まれた人(2027(令和9)年4月1日現在で27歳以下の人)</td> </tr> </tbody> </table> (2) 2005(平成17)年4月2日以降に生まれた人で次に掲げる人 ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人及び2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人 総合土木職、建築職、電気職<知事、警察>及び機械職は上記もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した人又は2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人 イ 外国における大学などを卒業した人(2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人を含む。)で学校教育における16年の課程を修了した人(2027(令和9)年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む。) 2 任用資格 次の職種は、それぞれの任用資格を有する人又は見込の人に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。 <table border="1" data-bbox="730 1534 1366 1756"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>任用資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>心理判定員</td> <td>心理判定員の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環境科学職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table> 3 資格免許 次の職種は、それぞれの資格免許を有する人又は見込の人に限る。 <table border="1" data-bbox="730 1908 1366 2078"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>資格免許</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td>保健師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>薬剤師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> </tbody> </table>	職種	年齢	保健師 薬剤師	1999(平成11)年4月2日以降に生まれた人(2027(令和9)年4月1日現在で27歳以下の人)	職種	任用資格	児童福祉司	児童福祉司の任用資格	心理判定員	心理判定員の任用資格	環境科学職	環境衛生指導員の任用資格	職種	資格免許	保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者	薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者
職種	年齢																			
保健師 薬剤師	1999(平成11)年4月2日以降に生まれた人(2027(令和9)年4月1日現在で27歳以下の人)																			
職種	任用資格																			
児童福祉司	児童福祉司の任用資格																			
心理判定員	心理判定員の任用資格																			
環境科学職	環境衛生指導員の任用資格																			
職種	資格免許																			
保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者																			
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者																			

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

地方公務員法第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する人

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 経験者

試験職種	採用予定人員	受験資格																		
ア 児童福祉司 イ 心理判定員 ウ 保健師 エ 農学職 オ 林学職 カ 環境科学職 キ 総合土木職 ク 建築職 ケ 電気職<知事> コ 薬剤師	5名程度 1～3名程度 1～3名程度 1～3名程度 1～3名程度 1～3名程度 10名程度 1～3名程度 1～3名程度 5名程度	<p>1 年齢制限 1981(昭和56)年4月2日から1999(平成11)年4月1日までに生まれた人(2027(令和9)年4月1日現在で28歳から45歳までの人) なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司 心理判定員 保健師 総合土木職 建築職 薬剤師</td> <td>1967(昭和42)年4月2日から1999(平成11)年4月1日までに生まれた人(2027(令和9)年4月1日現在で28歳から59歳までの人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任用資格 次の職種は、それぞれの任用資格を有する人又は見込の人に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>任用資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>心理判定員</td> <td>心理判定員の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環境科学職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資格免許 次の職種は、それぞれの資格免許を有する人又は見込の人に限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>資格免許</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td>保健師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>薬剤師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> </tbody> </table>	職種	年齢	児童福祉司 心理判定員 保健師 総合土木職 建築職 薬剤師	1967(昭和42)年4月2日から1999(平成11)年4月1日までに生まれた人(2027(令和9)年4月1日現在で28歳から59歳までの人)	職種	任用資格	児童福祉司	児童福祉司の任用資格	心理判定員	心理判定員の任用資格	環境科学職	環境衛生指導員の任用資格	職種	資格免許	保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者	薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者
職種	年齢																			
児童福祉司 心理判定員 保健師 総合土木職 建築職 薬剤師	1967(昭和42)年4月2日から1999(平成11)年4月1日までに生まれた人(2027(令和9)年4月1日現在で28歳から59歳までの人)																			
職種	任用資格																			
児童福祉司	児童福祉司の任用資格																			
心理判定員	心理判定員の任用資格																			
環境科学職	環境衛生指導員の任用資格																			
職種	資格免許																			
保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者																			
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者																			

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

1 地方公務員法第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する人

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 2 1999（平成11）年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(2) 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
1次試験	2026（令和8）年4月19日（日）	県立夢野台高校
2次試験	2026（令和8）年5月18日（月）から同年6月5日（金）までのうち指定する1日	神戸市内

(3) 試験の方法

ア 1次試験

区分	種目	試験会場
大卒程度	専門試験	各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。
経験者	専門試験	各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。
	エントリーシート	民間企業等での職務経験や実績を中心に、これまで培ってきた経験や知識を県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。

イ 2次試験

1次試験合格者に対して行う。

(7) 個別面接

1人当たり30～40分程度で、責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

(4) 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

(4) 合格者の発表

ア 1次試験

2026（令和8）年5月上旬

職員採用ポータルサイトに掲載する。

イ 2次試験

2026（令和8）年6月中旬

人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するとともに最終合格者に通知する。

(5) 申込手続及び受付期間

ア 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000018.html

また、人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「技術系職種（春日程）請求」と朱書きし、人事委員会事務局へ請求すること。

イ 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2026（令和8）年4月13日（月）頃に発行する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000019.html

ウ 受付期間

